

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：32612  
研究種目：基盤研究(C)  
研究期間：2012～2014  
課題番号：24530118  
研究課題名(和文) ネットワーク社会に適合したプライバシーの権利論の構築とプライバシー保護技術の活用

研究課題名(英文) Building the Theories of the Right to Privacy and Promoting Data Protection by Privacy-Enhancing Technologies in the Network Society.

研究代表者  
新保 史生 (Shimpo, Fumio)  
慶應義塾大学・総合政策学部・教授

研究者番号：20361355  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：個人情報保護制度の見直しに関し、プライバシー保護のために必要な理論的基礎を提示し、個人情報保護法改正に向けた検討過程において、「プライバシー保護」も考慮した法制度の整備に向けた検討に必要な研究成果を提供した。  
行政手続番号法における特定個人情報保護評価を実施するにあたり、本研究における成果の一つであるプライバシー影響評価手法に係る知見が当該評価手法の策定において参照され、当該評価を実施するにあたって地方自治体における当該評価の第三者点検作業にも関与することで、プライバシー影響評価を実施するために必要な理論的基礎だけでなく実務への実装に至るまでの過程において本研究の成果が活かされている。

研究成果の概要(英文)：This research presented theoretical and significant basis necessary for protecting privacy with respect to the review of the personal information protection system in Japan by considering the new dimension of the way to protect our privacy.  
The research result also contributed to consider and conduct the specific personal information protection assessment under the National ID Act in accordance with the method of the Privacy Impact Assessment, which is one of the finding of this research referred to in the development of the evaluation guiding principles. Furthermore, the results of this study have been utilised in the process leading up to the implementation to the practical not only theoretical basis required to implement the privacy impact assessment and carrying out the third party assessment by local governments.

研究分野：憲法、情報法

キーワード：個人情報 プライバシー プライバシー保護技術 プライバシー影響評価 PETS PIA パーソナルデータ

## 1. 研究開始当初の背景

ネットワークの利用環境は、クラウド・コンピューティング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、コンシューマー・ジェネレイティド・メディア(CGM)、スマート・グリッド、ライフログ、行動ターゲティング広告、DPI(ディープ・パケット・インスペクション)をはじめとして、日々新たな技術開発とそれらを利用したサービスが提供されている。それに伴い、個人情報・プライバシー保護をめぐる新たな課題が生じている。

一方、プライバシーの権利概念は、「プロッサーの四類型」が提唱されたのは1960年。アラン・ウェスティン教授が「自己情報コントロール権」を提唱したのが1967年。インターネットどころかコンピュータの普及以前の時代である。我が国は、プロッサーの四類型を「宴のあと事件判決」において採用し、佐藤幸治教授が国内において自己情報コントロール権説を展開し、プライバシーの権利概念の通説とされるに至っている。

その後、半世紀が経過し、広く一般にインターネットの利用が普及するとともに、ネットワークの利用環境が大きな変化を遂げている現在に至っても、これらの学説が未だに通説となっており、権利概念及び不法行為の成立要件についてはいずれも従来の見解が踏襲され続けてきた。

その影響は我が国の法制度にも影響を及ぼしている。例えば、社会保障・税番号の導入のための行政手続番号法の制定や個人情報保護法の改正へ向けた検討においても、いずれの議論においても、個人情報の適正な取扱いと保護の問題についての議論に終始し、プライバシーの権利を保障するための法制度上の議論はなされていない。

これは、半世紀に渡って議論が停滞しているがゆえに、プライバシーの権利の「解釈論」を続けてはいるものの、「立法論」的な側面からの議論は行われていないことの表れでもある。

## 2. 研究の目的

本研究は、ネットワーク社会における個人情報の取り扱いやプライバシー侵害事例の分析を行うことで、プライバシー保護の基礎となる普遍的原理が確立していれば、ネットワークの利用環境が変化しても、新たに発生した現象にパッチワーク的に問題解決の方法を検討することなく、解決の方途を導きだすことができるとの着想に基づいた研究である。

ネットワークの利用環境の変化に対応したプライバシー保護方策のあり方を研究することにより、プライバシーの権利保障のための権利概念の明確化を目指すものである。これにより、プライバシーの権利保障も可能な個人情報保護法制度の整備と、ネットワーク・サービスにおけるプライバシー保護技術

(PETs)の適切な実装方法を提唱する。

## 3. 研究の方法

研究目的を達成するための研究方法として、(1)新たなネットワーク・サービスの利用に伴うプライバシー保護のための課題抽出、(2)プライバシーの権利概念の明確化、(3)プライバシー侵害に係る不法行為の成立要件の新類型の提唱、(4)プライバシーの権利保障も可能な個人情報保護法制度の整備に向けた提言、(5)ネットワーク・サービスにおけるプライバシー保護技術(PETs)の適切な実装方法の提唱について、(a)ネットワーク利用環境の把握(ネットワーク利用サービスの現状調査)、(b)文献・資料調査(国内外の学説・判例・立法及び行政資料等)、(c)プライバシー保護関係者及び団体(Privacy Advocates)を中心とするヒアリング調査、(d)国際会議における報告及び議論を実施した。

## 4. 研究成果

個人情報保護制度の見直しに関し、プライバシー保護のために必要な理論的基礎を提示し、個人情報保護法改正に向けた検討過程において、「プライバシー保護」も考慮した法制度の整備に向けた検討に必要な研究成果を提供した。

行政手続番号法における特定個人情報保護評価を実施するにあたり、本研究における成果の一つであるプライバシー影響評価手法に係る知見が当該評価手法の策定において参照され、当該評価を実施するにあたって地方自治体における当該評価の第三者点検作業にも関与することで、プライバシー影響評価を実施するために必要な理論的基礎だけでなく実務への実装に至るまでの過程において本研究の成果が活かされている。

なお、本研究期間の終了までに、個人情報保護法の改正案がとりまとめられるなど、本研究は我が国の個人情報保護制度の見直しに向けた検討と同時進行で実施したことから、単なる基礎理論の研究にとどまらず、個人情報保護法改正に向けた検討課題の実際の議論にも多大なる貢献をするに至った。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計18件)

新保史生「パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等」自由と正義 (Vol.65 巻 No.12号)(2014)(PP.8-15)

新保史生「スマートメーターの導入に伴うパーソナルデータの取扱いをめぐ

る課題について」電気評論(夏季増刊号巻)(2014)(PP.1-6) (査読なし)

新保史生「番号法(社会保障・税番号制度)の構造」憲法研究第46号(2014)(PP.179-212) (査読あり)

Graham Greenleaf, Fumio Shimpō, The puzzle of Japanese data privacy enforcement, International Data Privacy Law(2014, May)(2014)(PP.1-16) (査読あり)

新保史生「スマートフォンをスマートに使いこなすために注意すべきこと」東京くらしねっと(3月号)(2014)(PP.2-4) (査読なし)

新保史生「EUの個人情報保護制度」ジュリスト1464巻24号(2014)(PP.34-40) (査読なし)

新保史生「OECDプライバシー・ガイドライン(2013年改正)の解説」NBL1/15日号(2014)(PP.17-26)(査読なし)

新保史生「個人情報保護制度の国際的な新たな段階への移行」法とコンピュータ学会小グループ研究会(2014) (査読なし)

新保史生「ビッグデータの取扱いをめぐる法的責任と情報管理のあり方」情報サービス産業白書2013(2013)(PP.101-107) (査読なし)

新保史生「図書館における情報セキュリティ対策のあり方と個人情報保護 - 指定管理者制度、貸出記録の保存、匿名化、ビッグデータ活用への懸念を手掛かりに -」現代の図書館(第51巻3号)(2013)(PP.180-186) (査読なし)

新保史生「OECD プライバシー・ガイドライン2013年改正の概要」日本データ通信 No.195(2013)(PP.20-23) (査読なし)

新保史生「OECD プライバシー・ガイ

ドライン 2013年改正の背景とポイント」 JIPDEC IT-Report2013,Autumn(2013)(PP.1-15) (査読なし)

新保史生「スマートフォンの普及と消費者保護のための取組み」現代消費者法18号(2013)(PP.1-7) (査読なし)

新保史生「ネットワーク社会における個人情報・プライバシー保護のあり方」電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ Fundamentals Review 第6巻第3号(2013)(PP.199-209) (査読なし)

新保史生「スマートフォン利用者の個人情報保護 - 安全・安心な利用環境確保に向けた取組み -」情報管理 Vol.55No.9(2012)(PP.629-637) (査読あり)

新保史生「ビッグデータの取扱いをめぐる法的責任の"誤解"と"誤謬"」IT イニシアティブ vol.16(2012)(PP.24-32) (査読なし)

新保史生「事業者の方針表示(プライバシーポリシー等)について改善を促進する施策の在り方」消費者庁『個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査報告書(平成23年度)』(2012)(PP.169-186) (査読なし)

新保史生「クリシェとしてのビッグデータ」第55回電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)(2012)(PP.1-15) (査読なし)

[学会発表](計8件)

Fumio Shimpō, The Current, Ongoing Revision of the Personal Information Protection Law in Japan, Asia Forum on Cyber Security and Privacy - Sharing Challenges, Strategies and Best Practices -(2015年1月8日)慶應義塾大学G-SEC (東京)(招待講演)

Fumio Shimpo, The Status Report regarding the on-going Review of Privacy Legislation in Japan, Asia Forum on Cyber Security and Privacy(2014年5月30日) CJ Law Hall (B1), Korea University、ソウル(韓国)(招待講演)

Fumio Shimpo, The Cloud and Big Data: What about Privacy?, Asia Forum on Cyber Security and Privacy(2014年1月15日)国際文化会館(東京)(招待講演)

新保史生「国際的な変革期にあるプライバシー・個人情報保護法制の現況-国際的な駆け引きに負けないために-」堀部政男情報法研究会第9回シンポジウム(2013年12月22日)一橋大学一橋講堂(東京)(招待講演)

新保史生「プライバシー・バイ・デザインによる弁解 - 法的責任の回避とリスクマネジメント」法とコンピュータ学会小グループ研究会(2013年11月16日)第一法規(東京)(招待講演)

Fumio Shimpo, Personal Information Protection in Japan, Workshop on the New Privacy Framework Proposed by the EU Commission(2013年1月10日)ベルサール新宿グランド(東京)(招待講演)

Fumio Shimpo, The Japanese Data Protection Policy, Asian Privacy Scholars Network 2nd International Conference - Privacy in the Social Networked World(2012)(招待講演)

Fumio Shimpo, Current Data Protection Developments in Japan, CDT-GLOCOM Joint Workshop - A better policy environment for the innovative use of personal data, issues and views from the U.S. and Japan(2012年9月14日)Center for Democracy and Technology ワシントン(アメリカ)(招待講演)

〔図書〕(計7件)

堀部政男、新保史生、野村至『OECD プライバシーガイドライン - 30年の進化と未来』日本情報経済社会推進協会(2014)全285頁(PP.41-167)

岡村久道、新保史生、他16名『インターネットの法律問題 - 理論と実務 - 』新日本法規出版(2013)全550頁(PP.256-277)

右崎正博、新保史生、他27名『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法 情報関連7法』(2013)全608頁(PP.206-210)

河島茂生編、新保史生、他5名「図書館情報技術論 図書館を駆動する情報装置」ミネルヴァ書房(2013)全273頁(PP.213-232)

堀部政男、新保史生『プライバシー・バイ・デザイン - プライバシー情報を守るための世界的潮流 - 』日経BP(2012)全224頁(PP.44-55)

岡村久道編著、新保史生、他6名『クラウド・コンピューティングの法律』民事法研究会(2012)全453頁(PP.399-426)

日本情報経済社会推進協会編集、新保史生『情報化白書2012 - 激動の時代の情報化 - 』日本情報経済社会推進協会(2012)(PP.215-223)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：

種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

新保 史生 (SHIMPO, Fumio)  
慶應義塾大学・総合政策学部・教授  
研究者番号：20361355

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：